

こ 成 事 第 3 3 9 号  
令 和 5 年 6 月 1 4 日  
こ 成 事 第 2 6 0 号  
令 和 8 年 4 月 1 日

各  
〔  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
〕 殿

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

#### 被災者支援総合交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「被災者支援総合交付金（こども家庭庁交付担当分）交付要綱」により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市区町村長に対する周知につき配慮願いたい。

## 別 紙

### 被災者支援総合交付金（こども家庭庁交付担当分）交付要綱

#### （通則）

- 1 被災者支援総合交付金実施要綱（平成27年4月9日復本第572号、27文科ス第71号、厚生労働省発雇児0409第3号、厚生労働省発社援0409第11号。以下「実施要綱」という。）第5に規定する被災者支援事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する被災者支援総合交付金のうちこども家庭庁長官（以下「長官」という。）を交付担当大臣（実施要綱第4の1に規定する「交付担当大臣」をいう。）とするもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）その他の法令及び関連通知並びに実施要綱のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

#### （交付の目的）

- 2 この交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、被災の影響により、こどもたちが抱える様々な課題を解決し、元気で健やかなこどもの成長を見守る安心な地域づくりの推進を図ることを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この交付金は、実施要綱第4に規定する事業計画を作成する都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）が、「被災者支援総合交付金（こども家庭庁交付担当分）による被災者支援事業の実施について」（令和5年6月14日こ成事第337号）に基づき行う次の被災者支援事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

#### （1） 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業

①実施主体	②事業
福島県並びに郡山市、いわき市及び福島市	遊具の設置や子育てイベントの開催
岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災県」という。）並びに仙台市、盛岡市、郡山市、いわ	親を亡くした子ども等への相談・援助事業

き市及び福島市(以下「被災指定都市等」という。)	
福島県並びに郡山市、いわき市及び福島市	児童福祉施設等給食安心対策事業

(2) 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業に対し、③欄に定める補助事業者が補助する事業

①実施主体	②事業	③補助事業者
郡山市、いわき市及び福島市を除く福島県内の市町村	遊具の設置や子育てイベントの開催	福島県
被災指定都市等を除く被災県内の市町村	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	被災県
郡山市、いわき市及び福島市を除く福島県内の市町村	児童福祉施設等給食安心対策事業	福島県

(交付額の算定方法)

- 4 長官は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により都道府県等に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付するものとし、交付額は、別表第1欄の区分毎に第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

- 5 都道府県知事又は市町村長は、様式1による交付申請書に関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 6 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式2による変更交付申請書に関係書類を添えて、5に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに内閣総理大臣を経由して長官に提出するものとする。

(交付決定までの標準処理期間)

- 7 長官は、5又は6による申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付の条件)

- 8 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、内閣総理大臣を経由して長官の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して長官の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、様式3により速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により長官が別に定める期間を経過するまで、長官の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
  - (5) 長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式4により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに長官に報告しなければならない。  
また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
  - (8) 予算及び決算との関係を明らかにした様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
  - (9) 交付対象事業を実施するためのいかなる契約においても、契約の相手方が、当該契約の内容について一括して第三者に実施させることを認めてはならな

い。

(交付金の概算払)

- 9 長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この交付金の実績報告は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、翌年度4月10日(ただし、8(2)の規定により、交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認通知書を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日、9の規定により、長官が交付決定額の全部について概算払を行った場合にあつては翌年度6月末日とする。)までを期限とし、都道府県知事又は市町村長は、様式6による実績報告書に關係書類を添えて、期限までに、内閣総理大臣を経由して長官に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 11 長官は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、5、6及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して長官の承認を受け、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
被災した子ども の健康・生活 対策等総合 支援事業	遊具の設置や 子育てイベン トの開催	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 遊び場の確保に要する経費 1 か所当たり 18,087 千円</p> <p>2 子育てイベントの開催に要する経費 1 回当たり824千円</p> <p>3 専門家等による子どもの遊びの支援に要する経費 1 回当たり193千円</p> <p>4 保育所等への児童劇等の巡回講演に要する経費 1 回当たり420千円</p> <p>5 子どもの県外へのバスハイクに要する経費 1 回当たり450千円</p> <p>6 その他子どもの遊びや運動機会を確保するために要する経費 長官が認めた額</p> <p>(注) 1～5について事業を実施する地域の実情により特に必要と認められる場合、長官が認めた額を加算する。</p>	遊具の設置や子育てイベントの開催に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額

	<p>親を亡くした子ども等への相談・援助事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 子ども心身のケアセンター設置等事業に要する経費</p> <p>被災県135,617千円</p> <p>被災指定都市等4,284千円</p> <p>被災県内の市町村2,141千円</p> <p>2 子ども支援者研修事業に要する経費</p> <p>1 研修当たり71千円</p> <p>3 心身のケア相談会・講習会等実施事業に要する経費</p> <p>1 相談会・講習会等当たり121千円</p> <p>4 被災児童等の交流会実施事業に要する経費</p> <p>1 交流会当たり82千円</p> <p>5 被災児童等支援施策広報事業に要する経費</p> <p>長官が認めた額</p> <p>6 その他被災児童の心又は体の健康の回復に資する事業に要する経費</p> <p>長官が認めた額</p>	<p>親を亡くした子ども等への相談・援助事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>定 額</p>
--	----------------------------	---	--	------------

		(注) 1～4について 事業を実施する地 域の実情により特 に必要と認められ る場合、長官が認 めた額を加算す る。		
児童福祉施設 等給食安心対 策事業	次により算出された額 の合計額 1 事前検査 1 か所当たり 1,596千円 2 事後検査 1 か所当たり 6,579千円  (注) 事業を実施する 地域の実情により特 に必要と認められる場 合、長官が認めた額を 加算する。	児童福祉施設等給食安心 対策事業の実施に必要な 人件費（事前検査のみを 対象）、諸謝金、旅費、 借損料、印刷製本費、消 耗品費、会議費、通信運 搬費、雑役務費、委託費	定 額	